

平成24年9月4日

一般社団法人日本投資顧問業協会

## 再発防止への当協会の取組みについて

当協会では、AIJ 投資顧問の事件発生以来、同社が当協会の会員であったという事実を踏まえつつ、理事会をはじめとする協会内の様々な検討の場において、現状認識や今後の対応について意見交換を行うとともに、当協会業務委員会の下部組織として「再発防止策に関する特別部会」を組成し、事実関係の結果等を踏まえ、また、当局と連絡・連携を図りつつ、再発防止についての検討を行って参りましたところ、今般、当協会の取組みについて以下のとおり取りまとめました。今後、これらの取組みの具体化を進めて参ります。

これらの取組みの着実な実施を通じて、投資者の保護と、当業界に対する社会的信頼の回復に努めて参る所存でございます。

何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

### 1. 会員の適切な業務運営に向けた受託者責任等の徹底・強化

会員が適切に業務運営を遂行するため、受託者責任についての再認識とその意識を持った行動の徹底を促すとともに、コンプライアンスの重要性を再認識し、コンプライアンス体制の一層の強化を進める。また併せて、意思決定や内部管理体制等投資運用会社としてのガバナンスの確保を図る。

### 2. 改正法令等への適切な対応

今後見込まれる金融商品取引法等関係法令等の改正に際して、会員会社に対し、改正趣旨の浸透・定着を図り、会員の法令遵守態勢の一層の強化と適切な業務運営を支援する。

### 3. 顧客の属性に応じた勧誘等の見直し

顧客の属性に応じた勧誘等については、従来より配意してきているところであるが、AIJ 投資顧問の顧客の多くが総合型厚生年金基金であった事実も踏まえ、総合型厚生年金基金などへの勧誘等において、適切な説明の観点から説明事項や説明方法等の明確化を図る。

### 4. 自主規制ルールの整備等

上記の取組みを進める上での必要な自主規制ルールの制定、改廃等の整備を行うとともに、会員の業務実態の把握とコンプライアンスレベルの向上を図るため実施しているフォローアップアンケート調査への反映、会員役職員への研修の充実等により、ルールの浸透と徹底を図る。また、併せて、業務内容等の開示について、必要な見直しを進める。

### 5. 会員監査の拡充

当協会では、現在、会員監査として、投資助言会員を対象に、臨店による業務運営状況の把握と業務に関する監査及び指導を実施しているが、顧客からの委任を受けて運用を行う投資運用業務の実態や顧客の特性等に鑑み、今後、当局との連携を図りつつ、投資運用会員にも必要に応じた会員監査を実施する。

### 6. 情報受付窓口の開設

当協会では、投資者保護の観点から、従来より苦情・相談、あっせんの業務を行ってきているが、会員の業務実態の把握の一環として情報受付窓口を開設し、苦情等以外の情報についても幅広く収集する体制を構築する。

以上